

岡山市鳥獣被害対策実施隊設置要綱

(設置)

第1条 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条の規定により、本市が作成した岡山市鳥獣被害防止計画（以下「被害防止計画」という。）に基づく被害防止施策を適切に実施するため、法第9条第1項の規定に基づき、岡山市鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）を設置する。

(職務)

第2条 実施隊の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の区域内における農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって被害防止計画の対象とするもの（以下「対象鳥獣」という。）による被害地区の環境整備に関する指導及び助言並びに市が実施する啓発活動への参加等
- (2) 対象鳥獣からの被害防止柵の設置及び管理に関する指導及び助言
- (3) 対象鳥獣の捕獲に関すること。
- (4) 対象鳥獣による人的又は物的被害が想定される場合等の緊急の出動に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、対象鳥獣の捕獲等を適切かつ効果的に行うものとして、市長が必要と認める事項

(組織等)

第3条 実施隊は、鳥獣被害対策実施隊員（以下「隊員」という。）及び実施隊調整監（以下「調整監」という。）をもって組織し、第5条に定めるところにより編成する。

2 隊員は、法第9条第6項に規定する対象鳥獣捕獲員であって、岡山県猟友会に所属する岡山地区猟友会（以下「岡山地区猟友会」という。）の会員のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）第39条第2項に規定する網猟免許、わな猟免許、第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許を受けている者
- (2) 岡山地区猟友会の会長又は岡山地区猟友会の各分会長が推薦する者
- (3) 第1号に掲げる免許に係る岡山地区猟友会駆除班としての活動の年数が2年以上ある者
- (4) 第4項に規定する委嘱の日まで引き続き2年以上にわたり、第1号に掲げる免許に係る岡山地区猟友会駆除班としての活動を安全に違反なく行っている者
- (5) 市長が出務を命ずる日のおおむね6割以上に従事することが見込まれる者
- (6) 心身ともに健常で職務の遂行に支障がない者

3 調整監は、鳥獣被害対策行政に関し、理解と熱意があり、岡山地区猟友会の会長が推薦する者とする。

4 隊員及び調整監（以下「隊員等」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第

261号) 第3条第3項第3号に規定する嘱託員とし、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 隊員等の任期は、委嘱された日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、隊員等が欠けた場合における補欠の隊員等の任期は、前任者の残任期間とする。

2 隊員等は、再任されることができる。

(編成)

第5条 実施隊を次のとおり編成する。

- (1) 実施隊に隊長及び副隊長2名置き、それぞれ隊員のうちから市長が指名する。
- (2) 隊長は、実施隊の業務を総括し、実施隊を代表する。
- (3) 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるとき、又は隊長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (4) 実施隊に区ごとに地区隊を置き、当該地区に属する隊員のうちから隊長が地区隊長を指名する。
- (5) 地区隊長は、隊長及び副隊長の命令に従い、隊員を指揮する。
- (6) 地区隊に班を置き、当該班に属する隊員のうちから地区隊長が班長を指名する。
- (7) 班長は、地区隊長の命令に従い、班員を指揮する。
- (8) 隊長、副隊長は地区隊長、班長を、地区隊長は班長をそれぞれ兼ねることができる。
- (9) 実施隊に調整監を若干名置き、その職務は、次に掲げるとおりとする。
 - ア 被害地区に隊員と出動し、被害地区的実態を総合的に把握すること。
 - イ 実施隊各地区・班の活動に対する指導及び調整並びに産業観光局農林水産部農林水産課職員とともに実施隊の庶務を処理すること。

(服務)

第6条 隊員等は、この要綱に基づく職務を遂行するため、市長の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

2 隊員等は、関係法令等のほか、次に掲げる事項を遵守するとともに、常に職務を誠実かつ公正に遂行しなければならない。

- (1) 隊員は、隊長、副隊長、地区隊長及び班長の指揮監督を受け、その命令に従い、調整監は、隊長及び副隊長の指揮監督を受け、その命令に従うこと（前条第9号アに掲げる職務に限る。）。
- (2) その職の信用を傷つけ、又は市の不名誉となる行為を行わないこと。
- (3) 職務上知り得た秘密を第三者に漏らさないこと。その職を退いた後も、同様とする。

(報告)

第7条 隊員等は、この要綱に基づく職務を遂行したときは、市長が定める期日までに実施隊日誌等により地区隊長又は班長の確認を得て、隊員にあっては調整監を通じて、隊長に報告するものとする。

2 隊長は、前項の規定による報告を取りまとめ、市長が定める期日までに市長に報告す

るものとする。

(報酬)

第8条 隊員等に支給する報酬については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年市条例第36号）に基づき、次のとおりとする。

- (1) 隊員 年額 2,000円
- (2) 調整監 月額 52,000円

(公務災害補償)

第9条 市長は、隊員等がこの要綱に基づく職務を遂行中に災害を受けたときは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年市条例第49号）に基づき、当該災害に対する補償を行うものとする。

(解職)

第10条 市長は、隊員等が次のいずれかに該当するときは、解職することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障が生じ、これに堪えられないとき。
- (3) 第3条第2項に規定する者でなくなったとき（隊員に限る。）。
- (4) 鳥獣保護法その他関係法令に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に解職の必要があると認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、実施隊の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。